

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

- 字の区域の設置(二〇五・市町村課)
 - 字の区域の変更(二〇六～二〇八・市町村課)
 - 鳥獣保護事業計画(二〇九・自然保護課)
 - 保安林の指定の解除(二一〇、二一一・由利総合農林事務所)
 - 道路の供用開始(二二二～二二五・道路環境課)
 - 道路区域の変更(二二六～二二九・道路環境課)
 - 道路区域の変更及び供用開始(二二〇～二二四・道路環境課)
 - 土地区画整理事業施行地区内の土地の換地処分(二二五・都市計画課)
 - 海岸保全区域の指定の一部改正(二二六・港湾空港課)
 - 港湾隣接地域の指定の一部改正(二二七、二二九・港湾空港課)
 - 秋田港の港湾区域の指定の一部改正(二三〇・港湾空港課)
 - 特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(二三一・建設管理課)
- ### 公告
- 環境美化促進地区の指定(環境整備課)
 - 選挙管理委員会告示
 - 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(二〇)
 - 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(二二)
 - 公安委員会告示
 - 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(二四)

告示

秋田県告示第二百五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、秋田市の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の設置の処分は、当該設置区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

字 名	設 定 区 域
秋田市豊岩豊巻字前郷	秋田市豊岩豊巻字中山 六の二、七の二、七の三、八の二、八の二、九の 一、九の二、一〇の一、一〇の二、一一の一、一 一の二、一一の一、一一の二、一一の三、一一の 二、一四の一、一四の二、一五、一五の二、二〇 の二、二〇の三、二一の一、二一の二、二一の三、二 二の二、二五の四、二五の五、二六の一、二六の二、 二七の二、二七の三、二八の一、二八の二、二九 の一、二九の二、三〇の一、三〇の二、三〇の三、 三一の一、三一の二、三一の三、三二の一、三二の 二、三三の一、三三の二、三三の三、三三の四、三三の 五、三三の六、三三の七、三三の八、三三の九、三三の 一〇、三三の一一、三三の一二、三三の一三、三三の 一四、三三の一五、三三の一六、三三の一七、三三の一 八、三三の一九、三三の二〇、三三の二一、三三の二 二、三三の二三、三三の二四、三三の二五、三三の二 六、三三の二七、三三の二八、三三の二九、三三の三〇、 三三の三一、三三の三二、三三の三三、三三の三四、三 三の三五、三三の三六、三三の三七、三三の三八、 三三の三九、三三の四〇、三三の四一、三三の四二、三 三の四三、三三の四四、三三の四五、三三の四六、三 三の四七、三三の四八、三三の四九、三三の五〇、三 三の五一、三三の五二、三三の五三、三三の五四、三 三の五五、三三の五六、三三の五七、三三の五八、三 三の五九、三三の六〇、三三の六一、三三の六二、三 三の六三、三三の六四、三三の六五、三三の六六、三三 の六七、三三の六八、三三の六九、三三の七〇、三三 の七一、三三の七二、三三の七三、三三の七四、三三 の七五、三三の七六、三三の七七、三三の七八、三三 の七九、三三の八〇、三三の八一、三三の八二、三三 の八三、三三の八四、三三の八五、三三の八六、三三 の八七、三三の八八、三三の八九、三三の九〇、三三 の九一、三三の九二、三三の九三、三三の九四、三三 の九五、三三の九六、三三の九七、三三の九八、三三 の九九、三三の一〇〇、三三の一〇一、三三の一〇二、 三三の一〇三、三三の一〇四、三三の一〇五、三三の一〇 六、三三の一〇七、三三の一〇八、三三の一〇九、三三 の一一〇、三三の一一一、三三の一一二、三三の一一三、 三三の一一四、三三の一一五、三三の一一六、三三の一 一七、三三の一一八、三三の一一九、三三の一二〇、三 三の一二一、三三の一二二、三三の一二三、三三の一二 四、三三の一二五、三三の一二六、三三の一二七、三三 の一二八、三三の一二九、三三の一三〇、三三の一三一、 三三の一三二、三三の一三三、三三の一三四、三三の一 三五、三三の一三六、三三の一三七、三三の一三八、 三三の一三九、三三の一四〇、三三の一四一、三三の一 四二、三三の一四三、三三の一四四、三三の一四五、三 三の一四六、三三の一四七、三三の一四八、三三の一四 九、三三の一五〇、三三の一五一、三三の一五二、三三 の一五三、三三の一五四、三三の一五五、三三の一五六、 三三の一五七、三三の一五八、三三の一五九、三三の一 六〇、三三の一六一、三三の一六二、三三の一六三、三 三の一六四、三三の一六五、三三の一六六、三三の一六 七、三三の一六八、三三の一六九、三三の一七〇、三三 の一七一、三三の一七二、三三の一七三、三三の一七四、 三三の一七五、三三の一七六、三三の一七七、三三の一 七八、三三の一七九、三三の一八〇、三三の一八一、三 三の一八二、三三の一八三、三三の一八四、三三の一八 五、三三の一八六、三三の一八七、三三の一八八、三三 の一八九、三三の一九〇、三三の一九一、三三の一九二、 三三の一九三、三三の一九四、三三の一九五、三三の一 九六、三三の一九七、三三の一九八、三三の一九九、三 三の二〇〇、三三の二〇一、三三の二〇二、三三の二〇 三、三三の二〇四、三三の二〇五、三三の二〇六、三三 の二〇七、三三の二〇八、三三の二〇九、三三の二一〇、 三三の二一一、三三の二一二、三三の二一三、三三の二 一四、三三の二一五、三三の二一六、三三の二一七、三 三の二一八、三三の二一九、三三の二二〇、三三の二二 一、三三の二二二、三三の二二三、三三の二二四、三三 の二二五、三三の二二六、三三の二二七、三三の二二八、 三三の二二九、三三の二三〇、三三の二三一、三三の二 三二、三三の二三三、三三の二三四、三三の二三五、三 三の二三六、三三の二三七、三三の二三八、三三の二 三九、三三の二四〇、三三の二四一、三三の二四二、三 三の二四三、三三の二四四、三三の二四五、三三の二四 六、三三の二四七、三三の二四八、三三の二四九、三三 の二五〇、三三の二五一、三三の二五二、三三の二五三、 三三の二五四、三三の二五五、三三の二五六、三三の二 五七、三三の二五八、三三の二五九、三三の二六〇、三 三の二六一、三三の二六二、三三の二六三、三三の二六 四、三三の二六五、三三の二六六、三三の二六七、三三 の二六八、三三の二六九、三三の二七〇、三三の二七一、 三三の二七二、三三の二七三、三三の二七四、三三の二 七五、三三の二七六、三三の二七七、三三の二七八、三 三の二七九、三三の二八〇、三三の二八一、三三の二八 二、三三の二八三、三三の二八四、三三の二八五、三三 の二八六、三三の二八七、三三の二八八、三三の二八九、 三三の二九〇、三三の二九一、三三の二九二、三三の二 九三、三三の二九四、三三の二九五、三三の二九六、三 三の二九七、三三の二九八、三三の二九九、三三の三〇〇、 三三の三〇一、三三の三〇二、三三の三〇三、三三の三〇 四、三三の三〇五、三三の三〇六、三三の三〇七、三三 の三〇八、三三の三〇九、三三の三一〇、三三の三一〇

<p>一から一五七の三まで、一五八の一、一五八の二、一五九の一、一五九の二、一六〇の一、一六〇の二、一六一の一、一六一の二、一六二の一、一六二の二、一六三の一、一六三の二、一六四、一六五の一、一六五の二、一六六の一、一六六の二、一六七の一、一六七の二、一六八の一、一六八の二、一六九から一七九まで、一八〇の一、一八〇の二、一八一の一、一八一の二、一八二の一、一八二の二、一八三の一、一八三の二、一八四の一、一八四の二、一八五の一、一八五の二、一八六の一、一八六の二、一八七の一、一八七の二、一八八の一、一八八の二、一八九の一、一八九の二、一九〇の一、一九〇の二、一九一の一、一九一の二、一九二の一、一九二の二、一九三の一、一九三の二、一九四の一、一九四の二、一九五の一、一九五の二、一九六の一、一九六の二、一九七の一、一九七の二、一九八の一、一九八の二、一九九の一、一九九の二、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇一の一、二〇一の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>秋田市豊岩豊巻字下中谷地 一から二四までの各一部、四三の一の一部、四三の二の一部、四四の一、四四の二、四五の一、四五の二、四六の一、四六の二、四七の一、四七の二、四八の一、四八の二、四九の一、四九の二、五〇の一、五〇の二、五一の一、五一の二、五二の一、五二の二、五三の一、五三の二、五四の一、五四の二、五五の一、五五の二、五六の一、五六の二、五七の一、五七の二、五八の一、五八の二、五九の一、五九の二、六〇の一、六〇の二、六一の一、六一の二、六二の一、六二の二、六三の一、六三の二、六四の一、六四の二、六五の一、六五の二、六六の一、六六の二、六七の一、六七の二、六八の一、六八の二、六九の一、六九の二、七〇の一、七〇の二、七一の一、七一の二、七二の一、七二の二、七三の一、七三の二、七四の一、七四の二、七五の一、七五の二、七六の一、七六の二、</p>
---	---

<p>七七の一、七七の二、七八の一、七八の二、七九の一、七九の二、八〇の一、八〇の二、八一の一、八一の二、八二の一、八二の二、八三の一、八三の二、八四の一、八四の二、八五の一、八五の二、八六の一、八六の二、八七の一、八七の二、八八の一、八八の二、八九の一、八九の二、九〇の一、九〇の二、九一の一、九一の二、九二の一、九二の二、九三の一、九三の二、九四の一、九四の二、九五の一、九五の二、九六の一、九六の二、九七の一、九七の二、九八の一、九八の二、九九の一、九九の二</p> <p>秋田市豊岩豊巻字小林 九〇の一、九一の一、九三の一、九四の一、九五の一、九六の一、九七の一、九八の一、九九の一、</p>	<p>一から一〇四までの地先の字下谷地の道路、水路である国有地の一部</p>
---	--

秋田県告示第二百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本荘市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
<p>本荘市赤田字上田表 一四三の二の一部、一四三の三の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに字袖振一の一の三、二の二、三の二、一四の二、一五の二、一六の二、一七の二、一八の二、一九の二、二〇の二、二〇の三、二二の二、二二の五に隣接する字上田表の道路である国有地の一部</p>	<p>本荘市赤田字袖振</p>
<p>本荘市赤田字百部岡 八二の二の一部、八二の二の一部、八三の二の一部、八三の二の一部、八四の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市赤田字日影持</p>
<p>本荘市赤田字泉野 一二五の一部、一三四の二の一部、一三五の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市赤田字山崎</p>
<p>本荘市赤田字藤四郎沢 七〇の二の一部、七一の二、七二の二、七三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	

<p>本荘市赤田字泉野 一一の二、四五の二、四六の二、四七の二、一六八及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市赤田字藤四郎沢</p>
<p>本荘市赤田字山王 一二九の一部、一三〇の二、一三〇の二、一三〇の二、一四六の二の一部、一四七の二の一部、一九八の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市赤田字泉野</p>
<p>本荘市赤田字山崎 一の一、二、三、四から七までの各一部、一四〇の二の一部、一四〇の三の一部、一四〇の四、一四〇の五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	
<p>本荘市赤田字藤四郎沢 四の二、五の二、六の二、七から一四まで、一五の二、一六の二、一七の二、一七の二、一八の二、一九、三〇の二、三一の二、三八の二、六九の二の一部、七〇の二の一部、一一〇の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市赤田字山崎</p>
<p>本荘市赤田字中沢 六の二、八から一まで、一三から一六まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市赤田字山王</p>
<p>本荘市赤田字藤四郎沢 一一〇の二の一部</p>	
<p>本荘市赤田字坂ノ下</p>	

<p>本荘市赤田字金ヶ沢 四から六までの各一部、八の一の一部、八の二の一部、九の一の一部</p>	<p>本荘市赤田字銅沢 四〇の四</p>	<p>本荘市赤田字兀ノ下 一三の一、一四の一、一五の一、三七の一、三七の二及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市赤田字御月山 四六の四、四六の五</p>	<p>本荘市赤田字山王 四八、四九、五〇の一、五一、五二の一、六四の一、六五の一、六六の一、六七から七〇まで、七一の一、七二の一、七三の一、一〇三の一、一〇四の一、一九九及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市赤田字藤四郎沢 二の一の一部、一一の一の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市赤田字兀ノ下 三九 一から六まで、七の一、一二の一、一三の一、一六の二、一七の一、一八の一、一九の一、二〇から二四まで、二五の一、二六の一、二七の二、四三の一、四四の一、四五の一、四六の一、四七の一、四八の二、一一四、一一六及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>本荘市赤田字大平</p>		<p>本荘市赤田字金ヶ沢</p>		<p>本荘市赤田字坂ノ下</p>		

<p>本荘市大浦字沢見 三から二二まで、二三の一、二三の二、二四から二九まで、三〇の一、三〇の二、三一の一から三一の三まで、三二の一、三二の二、三三の一、三三の二、三四の一部、三五の一部、三六の一、三六の二、三七、三八、三九の一、三九の二、四〇から四八まで、五一の二、五六の一、五七、五八</p>	<p>本荘市大浦字入沢 七二の一部、七四の一部、七五の一部、七六及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市大浦字沢見 三四の一部、三五の一部、五八から六二までの各一部、六四の一部、六五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市赤田字田ノ上 一の五、一の一から一の一三まで</p>	<p>本荘市赤田字坂巻 一四の一、一四の三、一五、一六の一、一七、一八の一、一八の四、一八の五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市赤田字大谷地 六四の一の一部、七八及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市赤田字坂巻 四〇の一、四一、四二の一、四三の一、一〇三及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>本荘市大浦字沢表</p>		<p>本荘市大浦字入沢</p>	<p>本荘市赤田字堅田</p>	<p>本荘市赤田字十二柳</p>		

<p>の一部、五九の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市大浦字中崎 二〇〇の一部、二二八の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市大浦字中谷地 一の一部、二の一部、一三の二の一部、五八及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市大浦字沢表 七の一部、二二の二の一部、二二の二の一部、二二三の一部、二四、四〇から四二までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市大浦字中谷地 一の一部、二の一部、三、四、五の一、五の二、六、七</p>	<p>本荘市大浦字中谷地 四九から五四までの各一部、五五の一の一部、五五の二の一部、五六の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市内黒瀬字新町 三〇、三一に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市大浦字八走 四の二、五</p>	<p>本荘市大浦字下久保 五五の一部、五六の一部、五七の一の一部、七一</p>
		<p>本荘市大浦字中崎</p>			<p>本荘市大浦字上谷地</p>			<p>本荘市大浦字八走</p>

<p>の一、七二の一、七六から七八まで、七九の一、七九の二、八〇、八一の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市川口字家ノ後 七四の一、七五の一、七六の一、七七の一、七八の一、七九の一、八〇の一、八一の一、八二の一</p>	<p>秋田県告示第二百八号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、由利郡東由利町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。 右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。 平成十四年三月二十九日 秋田県知事 寺 田 典 城</p>	<p>変更前の字の区域 由利郡東由利町黒淵字堀ノ越 六二の一部、六五の一部、六八の一部、七一の一部、七四の一部、九八の一部、一四二の一の一部、二五〇の二の一部、二五二、二五四の二、二五六の一部、二五九の一部、二六三の一部、二六五の一部、二八二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡東由利町黒淵字森ノ越 五〇八の四の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡東由利町黒淵字滝ノ沢 一、二、四の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>変更後の字の区域 由利郡東由利町黒淵字 堀ノ越 由利郡東由利町黒淵字 森ノ越</p>
--	---	--	---	---	--	---

在する水路である国有地の全部	由利郡東由利町黒淵字堀ノ越 八六の二、九四の二から九四の四まで、九五の四、九六の八	由利郡東由利町黒淵字 滝ノ沢
由利郡東由利町黒淵字水上 字吹切一〇の一に隣接する字水上の水路である国有地の全部		由利郡東由利町黒淵字 吹切

秋田県告示第二百九号
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第一条ノ二第一項の規定

により、次のとおり第九次鳥獣保護事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。
平成十四年三月二十九日
秋田県知事 寺 田 典 城
(「次のとおり」は、省略し、生活環境文化部自然保護課及び各総合農林事務所林務課に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百十号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。
平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

郡 市 町 村	大 字	字	地 番	全 面 積 (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	保 安 林 面 積 (ヘクタール)	保 安 林 解 除 面 積 見 込 み (ヘクタール)	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由
由利郡	金浦町	金浦	赤石	二二	一・三九一三	一・三九一三	〇・二七三二	飛砂の防備	
"	"	"	"	六	二・六九四四	二・六九四四	〇・六五〇三		道路用地とするため
"	"	下谷地		六二	〇・〇二七九	〇・〇二七九	〇・〇一三三		

(関係図面は省略し、林務部森林土木課及び由利総合農林事務所並びに由利郡金浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

森 林 の 所 在 場 所	全 面 積	見 込 み	保 安 林 面 積	保 安 林 解 除 面 積 見 込 み	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由
台 帳 見 込 み						

(関係図面は省略し、林務部森林土木課及び由利総合農林事務所並びに由利郡金浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	(平方メートル)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	風害の防備	道路用地とするため
由利郡	金浦町	金浦	下谷地	五二	一・五二九	〇・一五二九	〇・一五二九	〇・〇七〇〇		

秋田県告示第二百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十四年三月二十九日

- 一 供用開始の区間
秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	男鹿琴丘線	山本郡琴丘町鹿渡字西小瀬川一五一番地先から一五九番六地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十四年三月三十日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十四年三月二十九日から同年四月十一日まで

秋田県告示第二百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十四年三月二十九日

- 一 供用開始の区間
秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間

県 道	琴丘上小阿仁線	山本郡琴丘町鹿渡字西小瀬川一六一番地先から字盤若台七二番二まで
-----	---------	---------------------------------

- 二 供用開始の期日 平成十四年三月三十日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十四年三月二十九日から同年四月十一日まで

秋田県告示第二百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十四年三月二十九日

- 一 供用開始の区間
秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	浅舞醍醐線	平鹿郡平鹿町醍醐字南下村四三番一から字醍醐北一八九番まで

- 二 供用開始の期日 平成十四年四月一日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十四年三月二十九日から同年四月十一日まで

秋田県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年三月二十九日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	西松沢杉沢線	湯沢市田町二丁目三三四番一地从先から大町二丁目三九番二地先まで

二 供用開始の期日 平成十四年四月一日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十四年三月二十九日から同年四月十一日まで

秋田県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名		区 間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	
	新	旧	新	旧	A	B			
県 道	新	旧	大館十和田湖線	大館十和田湖線	A	B	大館市茂内字鬼ヶ台三三四番一地从先から大町二丁目三九番二地先まで	五・〇〇〇〇	一・五五一
					A	B	大館市雪沢字二ノ渡四番二から字大滝二九番一まで	五・〇〇〇〇	〇・九五三
県 道	新	旧	大館十和田湖線	大館十和田湖線	A	B	大館市茂内字鬼ヶ台三三四番一から雪沢字大滝二九番一まで	五・〇〇〇〇	〇・九五三
					A	B	大館市雪沢字二ノ渡四番二から字大滝二九番一まで	五・〇〇〇〇	〇・九五三
県 道	新	旧	大館十和田湖線	大館十和田湖線	A	B	大館市茂内字鬼ヶ台三三四番一から雪沢字大滝二九番一まで	五・〇〇〇〇	〇・九五三
					A	B	大館市雪沢字二ノ渡四番二から字大滝二九番一まで	五・〇〇〇〇	〇・九五三

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十四年三月二十九日から同年四月十一日まで

県道	新	湯沢雄物川大曲線	
		B	A
		"	平鹿郡雄物川町薄井字下鴨川五番一地先から字薄井六八番一地先まで
		一・五〇〇～一八・三〇〇	五・三〇〇～九・二〇〇
		〇・五九七	〇・七三〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年三月二十九日から同年四月十一日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百十九号

一 道路の区域

県道	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
		御所野安田線	横手市追廻二丁目二三番一地先から一番地先まで		八・四〇〇～二六・八〇〇	〇・二七八
		"	"		八・八〇〇～三六・二〇〇	〇・二七八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年三月二十九日から同年四月十一日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百二十号

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
		三百九十八号	雄勝郡皆瀬村川向字御嶽下四六番一から五一番三まで		九・〇〇〇～一一・五〇〇	〇・一〇〇
		三百九十八号	"		一一・〇〇〇～一四・九五	〇・一〇〇

- 二 供用開始の期日 平成十四年三月二十九日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年三月二十九日から同年四月十一日まで

秋田県告示第二百一十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十四年三月二十九日
 秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧			
	新	仁賀保矢鳥館合線	由利郡矢鳥町新荘字日照平四五番二から字中屋敷三三番六地先まで	四・八〇〇〃三五・〇〇	〇・五二〇
	旧	仁賀保矢鳥館合線			

- 二 供用開始の期日 平成十四年三月二十九日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年三月二十九日から同年四月十一日まで

秋田県告示第二百一十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十四年三月二十九日
 秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧			
	新	強首峰吉川線	仙北郡協和町峰吉川字新真木三七番二から西仙北町強首字大川向山根一二番三まで	一五・〇〇〇〃五六・〇〇	〇・四九三
	旧	強首峰吉川線			

- 二 供用開始の期日 平成十四年三月二十九日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年三月二十九日から同年四月十一日まで

秋田県告示第二百二十三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十四年三月二十九日
 秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間			
			敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)		
県 道	新	淀川北野目線	A	仙北郡西仙北町強首字大川向山根二番三から字柳町六一番六まで	五・五〇〇～一一・〇〇〇	一・一九二
			B	仙北郡西仙北町強首字大川向山根二番三から字柳町六一番六まで	五・五〇〇～一一・〇〇〇	一・一九二
県 道	旧	淀川北野目線	A	仙北郡西仙北町強首字大川向山根二番三から字柳町六一番六まで	五・五〇〇～一一・〇〇〇	一・一九二
			B	仙北郡西仙北町強首字大川向山根七二番一から字柳町六一番六まで	一三・〇〇〇～九五・〇〇〇	一・一八四

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 供用開始の期日 平成十四年三月二十九日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十四年三月二十九日から同年四月十一日まで

秋田県告示第二百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		
			敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
一般国道	新	三百九十八号	湯沢市裏門三丁目四一～番六から七九番一六まで	一五・五〇〇～二〇・〇〇〇	〇・二三〇
			湯沢市裏門三丁目四一～番六地先から七九番一六地先まで	八・〇〇〇～一〇・〇〇〇	〇・二三〇

二 供用開始の期日 平成十四年四月一日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十四年三月二十九日から同年四月十一日まで

画整理事業施行地区内の土地について平成十四年三月十五日換地処分をした旨の届出があったので同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第二百二十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第一百三十三条第三項の規定により、仁賀保都市計画事業駅・港湾地区土地区画整理事業施行者仁賀保町長巴徳雄から土地

秋田県告示第二百二十六号

海岸保全区域の指定(昭和三十九年秋田県告示第七十一号)の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

第一号(二)中「北緯四十度十二分三十六秒、東経百四十度一分六秒」を「北緯四十度十二分四十五・七九〇秒、東経百四十度〇分五十三・六四七秒」に改め、第二号(一)中「北緯三十九度五十六分二十四秒、東経百三十九度四十二分二十五秒」を「北緯三十九度五十六分三十三・八六六秒、東経百三十九度四十二分十二・七九四秒」に改め、第四号(三)中「北緯三十九度四十二分五十七・八三一秒、東経百四十度五分〇・四一三秒」を「北緯三十九度四十三分七・八二九秒、東経百四十度四分四十八・一一九秒」に改め、第五号(一)及び(二)中「北緯三十九度二十三分四十二秒、東経百四十度一分四十四秒」を「北緯三十九度二十三分五十二・一五八秒、東経百四十度一分三十一・七八五秒」に改める。

秋田県告示第二百二十七号

港湾隣接地域の指定(昭和四十年秋田県告示第二百十三号)の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

第一号(四)を次のように改める。

(四) 向浜海岸地区

次の基点1及び基点2を結んだ線、基点1及び基点3から基点10までを順次に結んだ線並びに水際線に囲まれた区域

基点1 秋田市新屋町字砂奴寄五番地に存する勝平三等三角点(北緯三十九度四十分四十七・七〇六秒)から方位角三百三十度四、九百三十メートルの地点

基点2 基点1から南防波堤と水際線が交わる地点

基点3 基点1から方位角百六十九度三十分九百二十メートルの地点

基点4 基点3から方位角二百六十度三十分百七十メートルの地点

基点5 基点4から方位角三百五十度三十分百三十メートルの地点

基点6 基点5から方位角二百六十度三十分二百三十メートルの地点

基点7 基点6から方位角百六十度九百メートルの地点

基点8 基点7から方位角七十八度三十分四百四十メートルの地点

基点9 基点8から方位角百七十度千三百二十メートルの地点

基点10 基点9から方位角二百五十六度三十分の線と水際線が交わる地点

第三号中「北緯四十度十二分三十六秒、東経百四十度一分六秒」を「北緯四十度十二分四十五・七九〇秒、東経百四十度〇分五十三・六四七秒」に改める。

秋田県告示第二百二十八号

港湾隣接地域の指定(昭和五十四年秋田県告示第百八十一号)の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

第一号中「北緯四十度十二分三十六秒、東経百四十度一分六秒」を「北緯四十度十二分四十五・七九〇秒、東経百四十度〇分五十三・六四七秒」に改め、第二号(一)中「北緯三十九度二十三分四十二秒、東経百四十度一分四十四秒」を「北緯三十九度二十三分五十二・一五八秒、東経百四十度一分三十一・七八五秒」に改め、同号(二)中「北緯三十九度二十三分二秒、東経百四十度一分四十四秒」を「北緯三十九度二十三分五十二・一五八秒、東経百四十度一分三十一・七八五秒」に改める。

秋田県告示第二百二十九号

港湾隣接地域の指定(昭和五十九年秋田県告示第二百五号)の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

能代港港湾隣接地域中「北緯四十度十二分三十六秒、東経百四十度一分六秒」を「北緯四十度十二分四十五・七九〇秒、東経百四十度〇分五十三・六四七秒」に改める。

秋田県告示第二百三十号

港湾区域を定める告示(昭和五十六年秋田県告示第百九十九号)の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

表秋田港の項中「北緯三十九度四十二分五十七秒東経百四十度五分」を「北緯三十九度四十三分六・九九八秒、東経百四十度四分四十七・七〇六秒」に改める。

秋田県告示第二百三十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第六百六十七条の五第一項の規定により、平成十四年度に県が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札(以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等

を定めたので、令第六百六十七条の五第二項及び秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五百五十八条の規定に基づき、当該資格の内容、審査の方法等を次のとおり公示する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 資格審査を行う建設工事の種類

- 一般土木工事
- 建築一式工事

二 特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格

- (一) 一に掲げる建築工事の種類に応じ、建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第一項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (二) 資格審査の申請をする日の直前の決算に係る法第二十七条の二十三第一項に規定する経営の客観的事項に関する審査（以下「経営事項審査」という。）による総合評価が、次の表の上欄に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる総合評価以上であること。

建設工事の種類	総合評価点
一般土木工事	七〇〇点
建築一式工事	七二〇点

三 資格審査の申請方法

- (一) 申請に必要な書類
 - (1) 秋田県一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）
 - (2) 建設業許可申請書の別表（建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第二条第一号に定める様式第一号の別表）
 - (3) 工事経歴書（規則第二条第二号に定める様式第二号又は様式第二号の二）
 - (二) 申請をする日の直前に受けた経営事項審査結果通知書の写し
 - (三) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (四) 申請書用紙の交付場所及び問い合わせ先
 - 郵便番号〇〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県建設交通部建設管理課企画・建設業班（電話番号〇一八 八六〇 二四二五）
- （郵送による申請書用紙の交付を希望する者は、A四判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量百五十グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）

(四) 申請書類の受付期間

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）に規定する県の休日を除き、随時受け付ける。

(六)(五) 申請書類の提出方法 (三)に掲げる場所に持参すること。

その他 資格審査の公正を図るため、(一)に掲げる書類以外の資料等の提出を求めることがある。

四 資格者の決定等

- (一) 資格審査の結果、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、秋田県一般競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

- (二) 平成十四年四月三十日以前に入札公告を行う工事にあつては平成十三年度秋田県建設業者入札参加資格者名簿に、平成十四年五月一日以後に入札公告を行う工事にあつては平成十四年度秋田県建設業者入札参加資格者名簿に登載されている者で、(二)の資格を満たしているものは、資格者とみなす。

五 資格の有効期間等

(一) 資格の有効期間

資格者として決定された日から次に掲げる日のいずれか早い日までの期間とする。

平成十五年三月三十一日

- (2)(1) 申請をする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日から一年七月を経過した日

(二) 有効期間の延長

平成十五年三月三十一日前に資格の有効期間が満了する者で、再度資格審査を受け、資格者の決定がなされたものについては、平成十五年三月三十一日まで資格の有効期間を延長することができる。

六 資格者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消し、その旨を通知する。

- (二)(一) 虚偽の申請又は不正な方法により資格審査を受けたとき。
- 令第六百六十七条の四に該当すると認められるとき。

七 申請事項の変更届

資格者は、申請書等の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別に定める変更届を提出すること。

公 告

秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例(平成十三年秋田県条例第十九号)第十条第一項の規定により、環境美化促進地区を指定したので、次のとおり公表する。
 平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一(一) 名称 西馬音内堀回地区
- 所在地 雄勝郡羽後町西馬音内堀回字関の口
- 指定年月日 平成十四年三月十八日
- 二(一) 名称 由利高原鉄道前郷駅周辺地区ほか六箇所
- 所在地 由利郡由利町前郷字家岸ほか
- 指定年月日 平成十四年三月十八日
- 三(一) 名称 小坂中央地区
- 所在地 鹿角郡小坂町小坂中央地区及び樹海ライン沿線
- 指定年月日 平成十四年三月十八日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりである。
 平成十四年三月二十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯

- 五十分の一の数 一九、三八四
- 三分の一の数 三三三、〇六三

秋選管告示第二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。
 平成十四年三月二十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯

- 選挙区別
- 秋田市 八三、九一七
 - 能代市 一四、七九六
 - 横手市 一〇、九三五

- 大館市 一八、二五一
- 本荘市 一二、〇七八
- 男鹿市 八、五一七
- 湯沢市 九、四五〇
- 大曲市 一〇、六六一
- 鹿角市鹿角郡 一二、八二八
- 北秋田郡 一八、二八五
- 山本郡 一三、五八一
- 南秋田郡 一九、九三二
- 河辺郡 五、二八一
- 由利郡 一二、〇三八
- 仙北郡 三三、〇六九
- 平鹿郡 一八、七〇〇
- 雄勝郡 一二、七四九

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第24号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の7第2項の規定に基づき、公表する。
 平成14年3月29日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

- 1 実施年月日 平成14年4月30日(火)午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所 秋田市山王四丁目1番3号 秋田県職員会館
- 3 講習科目及び講習時間数 猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
- 4 受講定員 30人
- 5 受講申込みに必要な書類 (1) 受講申込書 2通 (2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の隣写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。
なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6 受講申込み等

(1) 申込み用紙の交付
各受付場所において交付する。

(2) 受付期間
日曜日、土曜日及び休日(国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。)を除き、平成14年3月29日(金)から4月26日(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員30人で締め切る。

(3) 受付場所
住所地为管轄する県内の各警察署

7 講習手数料
6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活保安課危険物対策係(電話018 863 1111内線3173)又は県内の各警察署生活安全(保安)係に問い合わせること。

結果通知書)の建築一式工事の総合評点が八百七十点以上であること。」を加える。

「五月八日」は「四月九日」の誤り。

「五月八日」は「四月九日」の誤り。

「 8 May」は「 9 April」の誤り。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
			平成十四年三月二十六日掲載の都市計画事業の認可(平成十四年秋田県告示第二百五号)は削除す。	
			平成十四年三月二十六日(第千三百五十四号)掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の実施(秋田県公告) (原稿誤り)	
六	上	十五	「であること。」の次に「その他の構成員は、建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査	

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄